議　　第　１８９　号

令和 ８ 年 ６ 月 ５ 日提出

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、その者が同項各号のいずれかの場合に該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

介護保険料の減免に係る申請手続の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。